

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ上越インター店

所在地 上越市大字富岡字久保田1448番地2 外

設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

3 変更年月日

(1) 令和8年6月19日 他

(2) 令和8年6月19日 他

4 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

5 届出年月日

令和8年8月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp